国会事項

衆議院

議案提出

三月六日内閣から提出した議案は次のとおりである。

防災庁設置法案

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案

環境省設置法の一部を改正する法律案

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

答弁書受領

三月六日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員緒方林太郎提出施政方針演説等における幾つかの点に関する質問に対する答弁書

報告書受領

三月六日内閣から次の報告書を受領した。

令和七年度第三・四半期における予算使用の状況

令和七年度第三・四半期における国庫の状況

参議院

議案受領（予備審査）

三月六日内閣から次の議案が送付された。

防災庁設置法案（閣法第一三号）

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第一四号）

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

質問主意書提出

三月六日議員から次の質問主意書が提出された。

島嶼地域における国民保護と国防政策の併存に起因する制度的課題に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第六号）

提出が遅れた令和八年度予算の年度内成立を求めることと三権分立との関係に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第七号）

社会保障国民会議の法的根拠及び議事録等の保存に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第八号）

答弁書受領

三月六日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出点字版選挙公報の遅延及び投票環境の不備に関する質問に対する答弁書（第一号）

参議院議員石垣のりこ提出東京電力柏崎刈羽原子力発電所六号機の相次ぐ不具合と原子力規制委員会の不十分な審査体制及び老朽化した原発再稼働の是非に関する質問に対する答弁書（第二号）

参議院議員石垣のりこ提出関東大震災直後の帝国議会における司法大臣答弁で言及された朝鮮人虐殺に関する質問に対する答弁書（第三号）

報告書受領

三月六日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理
　国務大臣　　城内　実
経済産業大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　　城内　実
内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる（以上三月五日）

衆議院議員　　松島みどり
チリ国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる
期間は令和八年三月二十五日までとする（三月六日）

最高裁判所

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　　工藤　正
千葉地方裁判所判事に補する
千葉地方裁判所佐倉支部勤務を命ずる
千葉地方裁判所佐倉支部長を命ずる
兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する
千葉家庭裁判所佐倉支部勤務を命ずる
千葉家庭裁判所佐倉支部長を命ずる
佐倉簡易裁判所判事に補する
佐倉簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（三月五日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事柴崎哲夫は三月四日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、新年に際し、次の元首と御祝電を交換された。

カメルーン大統領閣下

御祝電及び御答電

新年に際し、次の各国元首から天皇陛下へ御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

エジプト大統領閣下
マダガスカル再建大統領閣下
パナマ大統領閣下
カメルーン大統領閣下
コートジボワール大統領閣下

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百七十五号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
西脇市寺内字天神五一六番一から同市黒田庄町大門字北谷四〇五番七まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月三十一日
(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所